

出身地 山口県岩国市
 生年 一八五八（安政五）年九月十九日
 没年 一九二五（大正十四）年四月八日

江木衷は渡辺安積と同郷である。一歳年下の渡辺は藩の英国語学所・山口中学に学び、彼は私塾共学舎に学んでいたため、交友はあまりなかったようである。渡辺がいわば藩の俊秀として英才教育を受けて上京し、東京英語学校に入学しようとするその時、江木は共学舎で成績は良かったものの、談笑、無根の戯れ言など常に「授業妨害」を繰り返して、放校処分相当とされるほどの悪童ぶりを発揮していた。

これは後年、井上馨内相の秘書官時代、晩出早退の大臣には無用とスプリング付きの椅子と自分の椅子を取り替えて雷大臣の怒りもどく吹く風と澄ましていた話や、同僚の都筑馨六と各府県の役所から届けられる煩瑣な何書を書き捨ててしまったという話を彷彿とさせるものがある。

江木は、この長州藩閥の大物先輩である井上や、あるいは品川弥二郎にたいへん気に入られ、秘書官や参

江木は民法草案が公表されると、子細に検討して英吉利法律学校の講義テーマとし、あるいは『法理精華』にその講義録を発表するなど批判の度合いを強めていった。そのため、二回ほど講義したところで、おそらく井上あたりからの注意があつてであろう、講義は中止せざるを得なかったが、『法理精華』誌上では論文掲載が横行された。九〇年七月、花井卓蔵執筆の論説「新法典概評」をきっかけに、政府から同誌の発行停止が命ぜられてしまった。発行停止号は花井の社説とともに奥田義人や渋谷慥爾の民法批判を掲載予定であったが、江木は間髪を容れず自らの『日本民法講義 財産篇之部』の第一冊を「法理精華号外」として出版、次いで出版社を法理精華社から有斐閣に変えて批判論考を継続していった。



江木衷

江木の徹底した批判ぶりは法典実施断行派の人々にとつて頭痛の種だったようで、「江木が早く死んでし

事官として側近に置かれていた。法典論争のさなかの一八九二年四月二十三日と推定されるが、江木は井上に宛てて一通の手紙を書いた。彼は内閣官報局長の高橋健三とともに民法典施行延期運動の中心的な人物であった。そこには大意以下のように記されている。

私が起草し事前にご覧頂いた「法典実施延期意見」を公表することが決まりました。たびたび過激だとの批判もあり、先輩からの注意もありましたが、これを公表することは私どもの立場から避けがたいものです。「此意見書二依り免職セラル、トモ刑ニ処セラル、トモ小生共之本望ニ有之……此際右ノ意見書ヲ公ケニスルコトハ後世ニ対シテ已ムヲ得ヌ次第、何卒あしからす思召奉願上申候」というものであった。

意見書公表に先立って書かれたこの手紙からは、政府中枢にある井上への氣遣いとともに、法典に対する並々ならぬ決意が伝わってくる。

まへば良いとは有名なる某法律学士が長大息の歎声なり」とわざわざ自らの著書の序文に記している。これが詩であればその率直さと淡泊さは誉められもしようが、学問上の理論を異にするからとはいえこの歎声は「笑止」とそのお門違いを難じた。

いやしくも法律社会に意見を公表せんとする者が偏狭な言いがかりを受けることはもとよりあることであるが、私は英法が良い仏法が良い独法が良いといった「門戸」を設けたものではないと強調し、「余の宗とするところはただ近世の法理のみ、法理めに藩屏あらんや、余や今民法講義の任に当れり、小人痴漢の感情如何を顧慮するものにあらず、法文にして近世法理に適せざるものあらば攻撃論難毫も仮借するところなかるべし」と言い放っている。

法典論争が実施延期で決着すると、江木は官途を退き弁護士へと転身し、刑法研究に心血を注いだ。豪放磊落な逸話を多く残す冷灰江木衷であるが、その雅号に託した如く冷えた灰の下に法理・学理に殉ずる確かなほむらを抱く一代の侠骨であった。